

| 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|---|------------------------|-------|
| 牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成14年法律第70号) 第7条 第2項ただし書 | 牛の特定部位の焼却の義務の除外 の許可 | 生活衛生課 |

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市牛海綿状脳症対策特別措置法施行細則第2条に基づく牛の特定部位使用申請書による申請であり、当該牛の特定部位を処理すべきと畜場の設置者又は管理者が作成した牛の特定部位焼却免除申請書が添付されていること。
- (2) 法第7条第2項ただし書の規定により牛の特定部位（同項に規定する牛の特定部位をいう。以下同じ。）を学術研究の用に供しようとする者及び省令第3条第2号の規定により牛の特定部位を医薬品の試験検査の用に供しようとする者による申請であること。

2 標準処理期間は、2日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。